平成17年（ワ）第87号　遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原　　告　山田稔 外14名
被　　告　独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

証　拠　説　明　書　（3）

平成18年3月31日

新潟地方裁判所高田支部　御中

被告訴訟代理人弁護士　畑　中　鐵　丸

同　弁護士　山　岸　　純

号証	標目	原本・写の別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙17	金川貴博氏陳述書に関する報告書	写し	平成17年8月5日	新潟薬科大学応用生命科学部学部長　高木正道	ディフェンシン耐性菌が出現する可能性やカラシナディフェンシンそのものが土壌生物その他植物及び動物等に悪影響を与える可能性がないこと	
乙18	意見書	原本	平成18年3月29日	被告作物研究所所長　黒田稔	イネ体内の構造及び本件GMイネによって生成されるディフェンシンが本件GMイネ外部に流出する可能性がないこと	
乙19	ディフェンシンによる耐性菌出現問題等に関する報告書	原本	平成17年9月24日	被告作物研究所所長　黒田稔	本件GMイネによって生産されるディフェンシンが、イネの体外に流出する可能性がないこと。その他ディフェンシン耐性菌出現の可能性がない	

					こと及びディフェンシン耐性菌が植物や動物に影響を及ぼす可能性がないこと	
乙20	意見書	原本	平成18年3月30日	新潟薬科大学応用生命科学部学部長　高木正道	抗生物質耐性菌に関する発生、伝達（種を超える場合を含む）、増殖性及びヒトに対する悪異についての議論とカラシナディフェンシン耐性菌に関する同議論が全く異なること	
乙21	隔離圃場の水田土壌を用いたカラシナの栽培試験	原本	平成18年3月30日	被告	本実験圃場の土壌を用いて栽培したカラシナは、発芽後、旺盛に生育し、本実験圃場以外の土壌に栽培したカラシナとの間に何らの差異も認められなかったこと及びディフェンシン耐性菌が出現、増殖していないこと	
乙22	開花時期を更にずらすことによる交雑防止への配慮	原本	平成18年3月30日	被告	本実験は、本実験圃場周辺地域のイネ開花終期と本GMイネの開花始期との間に2週間の間隔を開けて行うものであり、時間の面でも十分な隔離策が執られていること	
乙23	第一種使用規定承認申請書の生物多様性影響評価等の記載について	写し	平成17年9月26日	被告中央農業研究センター北陸地域基盤研究部長　田中宏司	被告が、農林水産省に対し、カラシナ由来のディフェンシンの機能を説明する際の参考として、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子と同様、複数の耐病性効果を持つとして登録されている*Brassica sp.*の登録番号を付記した経緯について説明し、農林水産省より了解を得られたこと	

乙24	遺伝子組換えイネ栽培実験における交雑に関するモニタリングの結果について	データを写し出したもの	平成18年3月30日	被告中央農業総合研究センター北陸研究センター	被告が行う実験等における交雑に関するモニタリングの結果等の説明を被告ホームページにて公表し、本実験に対する関係者の理解を求める努力を行っていること	